

倉敷市立西阿知小学校 いじめ問題対策基本方針

いじめに関する現状と課題

・本校は大規模校であるが、児童は落ち着いた雰囲気の中で学習や生活ができています。地域や保護者も協力的で、多くの学校支援ボランティアが児童を支援したり見守ったりしてくれています。そのため、いじめについて認知される件数は比較的少ないが、いじめにつながるような言葉遣いをしている児童やコミュニケーション能力、表現力の不足によって円滑な人間関係を築くことができない児童もいる。

・現在、生徒指導主事を中心にいじめ問題への対応を行っているが、未然防止の計画的・継続的な取組をより強く推進するためには、他の分掌組織とも連携して学校をあげた横断的な取組を行う必要がある。また、いじめの早期発見、適切な対処のための教職員研修の充実も必要である。

いじめ問題への対策の基本的な考え方

・学校をあげた横断的な取組を推進するため、いじめ対策委員会には、生徒指導主事を中心とし、学年の教職員も参画し、それぞれの立場から実効のないいじめ問題の解決のための取組を行う。また、児童の意識調査や人間関係の把握を行い、その結果を基に校内研修を実施し、良好な人間関係を生む教育の推進を図る。

・いじめの未然防止に向けた児童の主体的な活動を進めるとともに、誰もが活躍できる機会を設けることで、自己有用感や充実感を感じられる楽しい学校づくりを進める。

・いじめの早期発見のためにアンケート等を実施し、教育相談週間との連携が取りやすい実施時期の工夫を行うとともに、得られた情報を教職員間で共有を図る。

<重点となる取組>

- ・年3回の教育相談において、児童の悩みや思いについて細かく把握し、トラブルを生まない良好な人間関係をつくっていかうとする意識の高揚を図る。
- ・今後の増加が予想されるSNSの利用やネット上のいじめについての認識を深め、いじめの認知能力やその後の対応能力向上のための教職員研修を夏季休業中に実施するとともに、情報モラルに関する授業を毎年計画的に実施する。

保護者・地域との連携

<連携の内容>

- ・学校基本方針をPTA総会・学級懇談等で説明し、学校のいじめ問題への取組について保護者の理解を得るとともに、PTA研修会等を活用したいじめ問題についての意見交換や協議の場を設定し、取組の改善に生かす。
- ・学校評議員や学校支援ボランティアの協力を得て、地域の方々との懇談の機会を設け、児童の学校外での生活に関する見守りや情報提供の依頼を行い、いじめの早期発見に努める。
- ・学校からの便りやPTA会報に、いじめ問題等の各種相談窓口や学校の教育相談窓口等の紹介を掲載し、活用を促す。

学 校

いじめ対策委員会

<対策委員会の役割>

- ・基本方針に基づく取組の実施や年間計画の作成、実行・検証・修正の中核、相談窓口、発生したいじめ事案への対応

<対策委員会の開催時期>

- ・年3回開催(学期ごと、1・3回目は外部委員も参加)

<対策委員会の内容の教職員への伝達>

- ・直後の職員会議で全教職員に周知。緊急の場合は朝礼、終礼等で伝達。

<構成メンバー>

- ・校外
スクールカウンセラー、PTA会長 等
- ・校内
校長、副校長、教頭、教務、学年主任、生徒指導主事、養護教諭

全 教 職 員

関係機関等との連携

<連携機関名>

- ・県教育委員会 ・市教育委員会

<連携の内容>

- ・ネットパトロールによる監視、保護者支援のための専門スタッフ(SSW 等)の派遣

<学校側の窓口>

- ・副校長

<連携機関名>

- ・倉敷警察署 ・中島交番

<連携の内容>

- ・非行防止教室の実施
- ・定期的な情報交換、連絡会議の開催

<学校側の窓口>

- ・教頭

学 校 が 実 施 す る 取 組

①
いじめの防止

(教員研修)

- ・教職員の指導力向上のための研修として、携帯電話事業会社から講師を招聘し、生徒のネット利用の状況と指導上の留意点についての研修会を行う。

(居場所づくり)

- ・日頃の授業や行事等の特別活動の中で、誰もが活躍できる機会を設定することで、自己有用感や充実感を感じられる学校づくりを進める。

(情報モラル教育)

- ・ネット上のいじめを防止するために、情報機器の利便性ととも、情報を発信する責任を自覚し、適切に利用できる力を身に付けるための情報モラルに関する授業を、各学年において1時間行う。

(新型コロナウイルス感染症等)

- ・誤った情報や憶測での発言は厳に慎むことや感染してしまった人への配慮の必要性について適宜指導をする。

②
早期発見

(実態把握)

- ・児童の実態把握のために、月1回程度の簡易アンケートと学期に1回の記述式アンケートを実施する。
- ・年3回の教育相談を行うことで、児童の生活の様子を十分把握し、いじめの早期発見を図る。

(相談体制の確立)

- ・相談担当の教職員を生徒に周知すると同時に、全ての教員が児童の変化を見逃すことなく、きめ細かく声掛けを行い、児童がいつでもいじめを訴えたり、相談したりできるような体制を整える。

(情報共有)

- ・児童の気になる変化や行いがあつた場合、5W1Hの記録用紙をつくり、教職員間でいつでも早急に情報共有できる体制をつくる。

(家庭への啓発)

- ・積極的ないじめの認知につながるよう、児童の様子を見つめるためのポイントを載せたパンフレットを作成・配付して、家庭におけるいじめへの対応に関する啓発を行う。

③
いじめへの対処

(いじめの有無の確認)

- ・本校児童がいじめを受けているとの通報を受けたり、その可能性が明らかになったときは、速やかに、いじめの事実の有無の確認を行う。

(いじめへの組織的対応の検討)

- ・いじめへの組織的対応を検討するため、いじめ対策委員会を開催する。

(いじめられた児童への支援)

- ・いじめがあつたことが確認された場合には、いじめられた児童を最後まで守り抜くことを最優先に、当該児童及びその保護者に対して支援を行う。

(いじめた児童への指導)

- ・いじめた児童に対しては、いじめは絶対に許されない行為であり、相手の心身に及ぼす影響等に気付かせるなど、適切かつ毅然とした対処を行うとともに、当該児童の周囲の環境や人間関係など、その背景を十分に把握し、保護者の協力を得ながら、健全な人間関係を育むことができるよう成長支援を行う。